

佐賀県告示第 37 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、令和 2 年 2 月 29 日から施行する。

令和 2 年 2 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 メチル = 2 - [1 - (4 - フルオロブチル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキサミド] - 3 , 3 - ジメチルブタノアート（通称名：4F-MDMB-BINACA）及びその塩類
- (2) 化学名 N - [1 - (2 - フェニルエチル) ピペリジン - 4 - イル] - N - フェニルペンタンアミド（通称名：Valeryl fentanyl）及びその塩類
- (3) 化学名 (8 R) - 1 - アセチル - N , N - ジエチル - 6 - メチル - 9 , 10 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - カルボキサミド（通称名：ALD-52、1-Acetyl-LSD）及びその塩類
- (4) 化学名 1 - (1 , 3 - ベンゾジオキソール - 5 - イル) - 2 - (ブチルアミノ) ペンタン - 1 - オン（通称名：N-Butylpentylone）及びその塩類

2 指定の理由

条例第 2 条第 7 号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため